

横浜市道路附属物自動車駐車場指定管理者公募要項の内容等に関する質問への回答

No.	質問	回答
<b>公募要項 2(2)</b>		
1	<p>・指定期間について</p> <p>前回入札時の指定期間は5年間（令和2年4月1日～令和7年3月31日）となっておりますが、今回3年間（令和7年4月1日～令和10年3月31日）にした理由をご教示いただくことは可能でしょうか。</p>	<p>今後、想定される大規模修繕への対応が課題となっており、現在、今後の駐車場のあり方について検討しています。</p> <p>公債費の償還が終了する令和9年度末以降、課題に対し柔軟に対応するため、指定期間を3年間としています。</p>
<b>公募要項 4(4)ア(㊦)</b>		
2	<p>7日を超えて駐車している車両への警告等とありますが、警告後の撤去等の対応は貴市で良いでしょうか。</p>	<p>警告後、撤去等の対応が必要になった場合は、別途協議することとします。</p>
<b>公募要項 4(4)ア(㊧)</b>		
3	<p>場内にあるお客様用のゴミ箱は撤去してもよいでしょうか。</p> <p>※自販機ベンダーのゴミ箱を除く</p>	<p>適切な地下駐車場の管理・運営が行えるのであれば、必ずしも設置する必要はありません。</p>
<b>公募要項 4(4)イ(㊦)</b>		
4	<p>現在継続的に非稼働としているバスや車室はないでしょうか。（機械式駐車場等）</p>	<p>令和6年7月時点で、漏水や機械式駐車設備の故障で継続的に稼働できない車室は次のとおりです。</p> <p>ポートサイド地下駐車場 8台 伊勢佐木長者町地下駐車場 7台 日本大通り地下駐車場 1台 馬車道地下駐車場 2台 福富町西公園地下駐車場 1台</p>
<b>公募要項 5(1)エ</b>		
5	<p>各機械式駐車場の保守・点検・消耗品交換は貴市ですが、フルメンテナンスでしょうか。</p>	<p>市の施設・設備に関する役割及び費用分担は公募要項P4のとおりです。</p> <p>本市が保守・点検・消耗品交換を実施する設備のうち、地下駐車場に附属するエレベーターのみ、フルメンテナンス契約となっています。</p>
<b>公募要項 5(4)</b>		
6	<p>現地係員や防火管理者等の一部業務の再委託及び再々委託は可能でしょうか。</p>	<p>業務の一部について、あらかじめ横浜市と文書により協議し承認を得た場合には外部委託が可能です。</p>
<b>公募要項 5(5)</b>		
7	<p>山下町地下駐車場で深夜時間帯に、場内照明を消灯する旨及びエレベータの稼働を停止している旨の張り紙がありましたが、貴市が指導して指定管理者が現在行なっているという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>場内照明の消灯は実施していません。</p> <p>エレベータの稼働の停止はメンテナンス上の理由によるものです。</p>

横浜市道路附属物自動車駐車場指定管理者公募要項の内容等に関する質問への回答

No.	質問	回答
<b>公募要項 6(1)</b>		
8	現指定管理者に関して、最低保証額を含めた各年度ごとの納付金の実績を開示願います。	「回答資料1」のとおりです。
<b>公募要項 6(2)ア表</b>		
9	指定管理期間における（直近2024年6月まで）の各駐車場ごとの月次の現金売上（駐車場、バイク別）、定期券売上、回数券売上の開示をお願いします。	「回答資料2」のとおりです。
<b>公募要項 6(2)ウ</b>		
10	減免の種類についてご教示ください。また、各駐車場の減免処理の方法についてご教示ください。	減免の種類については、横浜市道路附属物自動車駐車場条例施行規則のとおりです。 減免を申請される方は、車の入庫後、精算前に駐車券を各駐車場管理室にご提示いただいた際に、手帳とご本人の確認を行った後、減免処理を行っています。
<b>公募要項 6(5)</b>		
11	指定管理者制度における賃金水準スライドの手引き2(2)見直しの対象では、「一部業務の再委託等による事業者の職員は賃金スライドの対象外」とありますが、提案にあたり、人手不足の影響からやむを得ず指定管理者から再委託をする場合でも、対象外という認識でしょうか。	横浜市webページで公募要項と同時に公開した別添「指定管理者制度における賃金水準スライドの手引き」に記載のとおりです。
<b>公募要項 6(4)</b>		
12	現指定管理期間内に貴市への納付金を減免した事例（実質的に減免になったことも含む）はございますか。減免があった場合は、減免理由と計画納付額と実績納付額をそれぞれご教示ください。	「回答資料1」のとおりです。
<b>公募要項 6(6)</b>		
13	回数駐車券の取り扱いについて現状は窓口管理員による人手による販売でしょうか。	各駐車場の管理室で販売しています。

横浜市道路附属物自動車駐車場指定管理者公募要項の内容等に関する質問への回答

No.	質問	回答
<b>公募要項 6(7)</b>		
14	定期券駐車場の取り扱いについて現状は窓口管理員による人手による販売でしょうか。	各駐車場の管理室で販売しています。
<b>公募要項 7(3)ケ</b>		
15	ポートサイド地下駐車場のピット内部における漏水の有無につき、過去に目視等による調査を行なった記録があればその内容をご教示ください。	「回答資料3」のとおりです。
<b>公募要項 8(4)</b>		
16	要項上は「正本1部、同様にした副本5部及び応募団体が特定できないようにしたうえでファイルに綴じた6部」と記載のある一方、応募関係書類(表紙)は「正本1部、副本9部及び応募団体が特定できないようにしたうえでファイルに綴じた5部」と記載がありますので、整合的な整理をお願いいたします。	応募手続きについては、 応募書類をアから順に並べ、ファイルやステープラー等で留めず、クリップ留めにした正本1部 同様にした副本1部 応募団体が特定できないようにしたうえでファイルに綴じた5部 合計7部を提出してください。 いずれも各書類にはページ数及びインデックスを付けてください。 また、用紙サイズは原本でサイズが決まっているもの以外は、A4サイズに統一してください。
17	・応募手続きについて 「応募書類をアから順に並べ、ファイルやステープラー等で留めず、クリップ留めにした正本1部、同様にした副本5部及び応募団体が特定できないようにしたうえでファイルに綴じた6部を提出」と記載がありますが、以下ご質問です。 ・「ファイルやステープラー等で留めず」の記載の後に、「ファイルに綴じたうえで」と記載がございますが、正本1部はファイルやステープラー等に留めないで、副本5部はファイルに綴じるということでしょうか？もしくは、6部ともファイルに綴じるという理解でよろしいでしょうか。 ・6部とも応募団体が特定できないようにしたほうがよろしいでしょうか。もしくは正本1部は応募団体特定可能、5部は応募団体が特定できないようにするというのでしょうか。	応募手続きについては、 応募書類をアから順に並べ、ファイルやステープラー等で留めず、クリップ留めにした正本1部 同様にした副本1部 応募団体が特定できないようにしたうえでファイルに綴じた5部 合計7部を提出してください。 いずれも各書類にはページ数及びインデックスを付けてください。 また、用紙サイズは原本でサイズが決まっているもの以外は、A4サイズに統一してください。
18	・応募手続きについて 事前登録手続きにて提出した書類についても応募書類として記載がございますが、上記書類についても再度提出する必要があるという理解でよろしいでしょうか。	事前登録手続きにて提出した書類についても、再度提出が必要です。

横浜市道路附属物自動車駐車場指定管理者公募要項の内容等に関する質問への回答

No.	質問	回答																																								
参考資料 別紙2																																										
19	各駐車場についてそれぞれLR（ロールーフ）車とHR（ハイルーフ）車の機械式車室台数の内訳をご教示ください。	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="4">機械式車室</th> </tr> <tr> <th>ロー ルーフ</th> <th>ミドル ルーフ</th> <th>ハイ ルーフ</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ポートサイド地下駐車場</td> <td>132</td> <td>0</td> <td>66</td> <td>198</td> </tr> <tr> <td>伊勢佐木長者町地下駐車場</td> <td>132</td> <td>0</td> <td>66</td> <td>198</td> </tr> <tr> <td>山下町地下駐車場</td> <td>57</td> <td>0</td> <td>38</td> <td>95</td> </tr> <tr> <td>日本大通り地下駐車場</td> <td>100</td> <td>0</td> <td>100</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>馬車道地下駐車場</td> <td>72</td> <td>29</td> <td>72</td> <td>173</td> </tr> <tr> <td>福富町西公園地下駐車場</td> <td>118</td> <td>0</td> <td>36</td> <td>154</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ロールーフ条件：車高1,500mm以下 または1,550mm以下 ※ミドルルーフ条件：車高1800mm以下 ※ハイルーフ条件：ロールーフ・ミドルルーフ の条件以外</p>		機械式車室				ロー ルーフ	ミドル ルーフ	ハイ ルーフ	合計	ポートサイド地下駐車場	132	0	66	198	伊勢佐木長者町地下駐車場	132	0	66	198	山下町地下駐車場	57	0	38	95	日本大通り地下駐車場	100	0	100	200	馬車道地下駐車場	72	29	72	173	福富町西公園地下駐車場	118	0	36	154	
	機械式車室																																									
	ロー ルーフ	ミドル ルーフ	ハイ ルーフ	合計																																						
ポートサイド地下駐車場	132	0	66	198																																						
伊勢佐木長者町地下駐車場	132	0	66	198																																						
山下町地下駐車場	57	0	38	95																																						
日本大通り地下駐車場	100	0	100	200																																						
馬車道地下駐車場	72	29	72	173																																						
福富町西公園地下駐車場	118	0	36	154																																						
参考資料 別紙9																																										
20	令和5年度に関して各駐車場の収支実績及び収入、台数、自販機の各実績（月次）を開示してください。	<p>収支実績については、横浜市webページで公表している事業報告書をご確認ください（質問NO.25参照）。収入については「回答資料2」のとおりです。台数については「回答資料4」のとおりです。</p> <p>自販機については、横浜市webページで公募要項と同時に公開した別紙9「地下駐車場収支等実績」の地下駐車場自動販売機手数料収入実績から想定してください。</p>																																								
21	各駐車場の水道光熱費に該当する部分を集計し、開示してください。	<p>現在の契約電力及び各年度の電気・水道使用量は次のとおりです。費用については使用量から想定してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="2">契約電力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ポートサイド地下駐車場</td> <td>高圧</td> <td>96 kW</td> </tr> <tr> <td>伊勢佐木長者町地下駐車場</td> <td>高圧</td> <td>49 kW</td> </tr> <tr> <td>山下町地下駐車場</td> <td>高圧</td> <td>121 kW</td> </tr> <tr> <td>馬車道地下駐車場</td> <td>高圧</td> <td>98 kW</td> </tr> <tr> <td>日本大通り地下駐車場</td> <td>高圧</td> <td>70 kW</td> </tr> <tr> <td>福富町西公園地下駐車場</td> <td>高圧</td> <td>56 kW</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3"></th> <th colspan="2">6 駐車場電力・水使用量</th> </tr> <tr> <th>電力</th> <th>水使用量</th> </tr> <tr> <th>kWh</th> <th>m3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R2</td> <td>2,086,017</td> <td>4,334</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>2,055,015</td> <td>3,724</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>2,043,878</td> <td>3,940</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>2,073,146</td> <td>4,097</td> </tr> </tbody> </table>		契約電力		ポートサイド地下駐車場	高圧	96 kW	伊勢佐木長者町地下駐車場	高圧	49 kW	山下町地下駐車場	高圧	121 kW	馬車道地下駐車場	高圧	98 kW	日本大通り地下駐車場	高圧	70 kW	福富町西公園地下駐車場	高圧	56 kW		6 駐車場電力・水使用量		電力	水使用量	kWh	m3	R2	2,086,017	4,334	R3	2,055,015	3,724	R4	2,043,878	3,940	R5	2,073,146	4,097
	契約電力																																									
ポートサイド地下駐車場	高圧	96 kW																																								
伊勢佐木長者町地下駐車場	高圧	49 kW																																								
山下町地下駐車場	高圧	121 kW																																								
馬車道地下駐車場	高圧	98 kW																																								
日本大通り地下駐車場	高圧	70 kW																																								
福富町西公園地下駐車場	高圧	56 kW																																								
	6 駐車場電力・水使用量																																									
	電力	水使用量																																								
	kWh	m3																																								
R2	2,086,017	4,334																																								
R3	2,055,015	3,724																																								
R4	2,043,878	3,940																																								
R5	2,073,146	4,097																																								
22	現指定管理期間における修繕工事について、駐車場別、負担者（貴市・指定管理者）別で修繕内容と各工事の費用をご教示ください。	「回答資料5」のとおりです。																																								

横浜市道路附属物自動車駐車場指定管理者公募要項の内容等に関する質問への回答

No.	質問	回答
応募関係書類 表紙		
23	<p>・横浜市道路附属物自動車駐車場指定管理者の応募関係書類（表紙） 資料内上段2において、「正本1部、副本9部」と記載がありますが、公募要項では「正本1部、副本5部」となっております。 どちらが正しいでしょうか。</p>	<p>応募手続きについては、 応募書類をアから順に並べ、ファイルやステープラー等で留めず、クリップ留めにした正本1部 同様にした副本1部 応募団体が特定できないようにしたうえでファイルに綴じた5部 合計7部を提出してください。 いずれも各書類にはページ数及びインデックスを付けてください。 また、用紙サイズは原本でサイズが決まっているもの以外は、A4サイズに統一してください。</p>
その他		
24	<p>令和6年度の指定管理者の事業計画書の開示をお願いします。</p>	<p>横浜市webページ（横浜市道路附属物自動車駐車場における指定管理者の導入状況）をご確認ください。 <a href="https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kyoso/public-facility/kaku-katsuyou/douro/parking/parking_1st.html">https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kyoso/public-facility/kaku-katsuyou/douro/parking/parking_1st.html</a></p>
25	<p>令和5年度の指定管理者の事業報告書の開示をお願いします。</p>	<p>横浜市webページ（横浜市道路附属物自動車駐車場における指定管理者の導入状況）をご確認ください。 <a href="https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kyoso/public-facility/kaku-katsuyou/douro/parking/parking_1st.html">https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kyoso/public-facility/kaku-katsuyou/douro/parking/parking_1st.html</a></p>
26	<p>次期指定管理期間の大規模修繕の内容と予定期間があればご教示ください。</p>	<p>現時点で次期指定管理期間内の大規模修繕等は予定していません。</p>
27	<p>過去5年間の各駐車場における料金変更の変遷についてご教示ください。</p>	<p>「回答資料6」のとおりです。</p>